

第七編
厚
生

第一章 保健・衛生

第一節は下巻に登載

第二節 伝染病と衛生組合

市史上巻には、開拓以降昭和五十三年までの滝川市(含江部乙町)の伝染病の経過・発生率等に関わる資料が掲載されている。

本節では、最近の伝染病発生状況と、その予防、防疫対策とを比較してみる必要性から特に終戦時以降の概要について記述した。

戦後の伝染病の概況

戦時中は比較的伝染病の発生が少ない状況にあったが、昭和二十一年以降は滝川地区にジフテリア・腸チフスが多く発生し、翌二十一年には痘瘡・発疹チフスが流行し町ではその防疫に当たるとともに、特に種痘接種は全町民を対象として実施している。

市史ではこの原因について、「終戦時の過労と食糧難による食餌粗悪によって町民の体力が衰えているところへ、海外からの復員・引揚の影響からか著しい発生をみたものである。」(上巻七二〇ページ)と分析している。こうした緊急予防対策により一時伝染病発生率は低下したが、昭和二十六年には滝川町で赤痢患者が八〇名に達し、隔離病舎だけでは収容不能となり、滝川化学の一誠寮を臨時隔離病舎として患者を収容したことが事務報告に記されている。

また、滝川市では昭和三十三年に小児マヒが発生し、同年六名、

三十五年には一二名の罹患者が出た。

一方、江部乙町では昭和三十八年に真性・疑似猩紅熱が大流行し、罹患者は両者合計二一五名にも達したため、北辰小学校(現江部乙小学校)八教室を仮病舎として患者を収容し、一〇日間の臨時休校をして急場をしのいだほどであった。

このように、戦後多発した伝染病は昭和四十年以降急激に減少し、昭和五十年には一・二件を数えるのみとなり、昭和五十四年以降現在までの発生は、五十八年に赤痢が一件あっただけであり、ここ、数年間は皆無である。

伝染病が昭和四十年ごろから急に減少した理由として、市史上巻(七三一ページ)では、「これは、昭和三十九年七月し尿処理場の完工、操業の効果が第一番にあげられるが、上・下水道の整理、ゴミの収集業務の衛生的取扱いが高度に進み、市民の環境衛生に対する理解並びに滝川市地区衛生協会を中心とする衛生協力体制の充実がはかられている結果によるものである」と分析している。

こうした背景には、昭和三十年代後半からの高度経済成長に伴う市民生活の向上、住宅の衛生的環境整備、衛生知識の向上など、総合的な生活水準が高まってきたことが影響していると考えられる。

衛生組合 伝染病の予防は、行政機関と医療機関、そして住民の理解、協力があつてこそ効果があがることは、昔も今も変わらない。

明治十九年ごろ、痘瘡・ジフテリアなどが全道的に大流行し、多くの死者を出したことから、道庁では町村に対して伝染病予防のた

め環境衛生の向上を図る目的のもとに衛生組合組織を呼びかけた。滝川では、いち早くこの動きに対処し、道庁属時代コレラ予防に大活躍をした高畑利宜を中心に、明治二十三年九月滝川衛生組合を結成している。後に、この組合は北海道庁令により明治三十二年八月に公的なものとなり、更に明治四十五年からは火防組合と合同して火防衛生業務に活躍し、昭和二十年の終戦まで続いた。

滝川市地域衛生協力連合会

終戦後、連合軍司令部は各種団体に解散を命じたが、各市町村にあった衛生組合も同様解散させられ、それ以後は環境衛生の周知徹底がおろそかになった。この結果、従来地域住民が一斉に行っていた清掃状況が非常に悪くなり、蚊・ハエ・鼠などの発生と相まって伝染病が流行し、昭和二十年代前半には各種の伝染病が発生したり、昭和三十年代までに大発生したことがしばしばあった。

衛生組合の解散にともなって、昭和二十二年ころからは町内会、部落などが自主的に衛生運動を展開するようになり、地区内だけの運動では効果が薄いことから、市も積極的な組織づくりを進め、ついに全市的な結びつきである「滝川市地域衛生協力会連合会」が昭和四十一年に発会したのである。

この衛生協力会の積極的な活動内容については市史上巻七三七ページに掲載されている。

昭和五十一年九月十三日創立十周年記念式典を挙行して、会の発展を喜び今後の相互協力を誓いあった。

伝染病予防接種の実施内容

厚生省では昭和四十年代になってから伝染病の発生状況が急激に減少しているところから、予防接種法の改正作業を進め、昭和五十一年六月に法律改正を行った。この新法改正に基づいて、滝川市では、昭和五十二年度から中学校三年生女子を対象として風しんの予防接種を行うことになった。最近の予防接種内容は次のとおりである。

最近の予防接種人員数

年 度	麻しん	ジフテリア	ポリオ	インフル	三種混合	二種混合	風しん
昭和五四年	—	七七四	—	二九四	—	—	—
五五	—	七七四	—	三〇八	—	—	—
五六	—	五三七	—	〇三七	—	—	—
五七	—	五三七	—	四三七	—	—	—
五八	—	五三七	—	四三七	—	—	—
五九	—	五三七	—	四三七	—	—	—

(ツベルクリン)
(B・C・G)

四歳までに一回

インフルエ
ンザ

風しん
(はしか)

麻しん
(はしか)

生後一八カ月から三六カ月までの未罹患者を指定開業医等で行

つてもらう。

中学校女子三年生で未罹患者に行う。

小・中学校児童生徒

小児マヒ

生後三カ月から一八カ月までに二回投与

三種混合

生後二四カ月から四八カ月までに四回で、一回から三回までは

ジフテリア

三週間から八週間の間隔で済ませ、四回目は三回終了後一二カ

百日咳罹患者又は副反応のおそれあるものに実施する。

破傷風

百日咳罹患者又は副反応のおそれあるものに実施する。

二種混合

百日咳罹患者又は副反応のおそれあるものに実施する。

破傷風

百日咳罹患者又は副反応のおそれあるものに実施する。

六〇	四八八七五〇一、一四七二二、〇七九二、二二九	一四三	三五六
六一	四九七七六八一、一八〇	九、六九二二、〇三七	一一一
六二	四七二七二二一、〇八二	五、五八八一、九五五	一二四
六三	三六〇六三八	八九六	三、〇一五一、八〇八
			七六
			三三四

滝川市衛生推進協議会

伝染病予防に大きな役割を果たし、成人

病検診、研修会など環境衛生、公衆衛生の推進を進めた衛生協力会連合会は、市や保健所など関係機関との密接な連携を強め、より強力な衛生推進事業に取組むため、昭和五十三年四月一日滝川市衛生推進協議会と改称して今日に至っている。本会の主な事業としては次のとおりである。

- 1 生活環境浄化の自治活動、実施の督励
- 2 生活環境浄化実践地区の指定
- 3 地区研修会の開催
- 4 防疫用殺虫剤等の共同購入及び消毒及び薬品の無償交付
- 5 環境衛生研修会、各種大会への参加
- 6 ねずみ駆除運動
- 7 ものを大切にする運動
- 8 畜犬・野犬の自主取締り

歴代会長

初代 藤井 亀次 昭和四一〜四八 二代 山本 康照 昭和四九〜六二・三
三代 小柳 彦三 昭和六二・四〜

滝川地方食品衛生協会

食品衛生協会は戦後の食糧難時代に食品

衛生の低下を防ぐため厚生省が業界にはたらきかけ自主管理を求めたことから全国的な組織として発足したものである。

滝川地方食品衛生協会は昭和二十四年十月二十四日日本食品協会北海道支部滝川地方部会として発足し、昭和三十七年五月二十日か

らは滝川地方食品衛生協会と改称して現在に至っている。

滝川保健所を中心に組織されているので現在は滝川・赤平・新十津川の二市一町で構成され、滝川・赤平・茂尻・新十津川・江部乙の五分会による組織体となっている。

本協会の重点目標は次のとおり。

- 1 食品衛生指導員活動の強化
- 2 自主管理体制の徹底
- 3 食品衛生責任者の資質向上と義務の履行
- 4 苦情処理体制の強化
- 5 食品営業賠償共済制度の推進
- 6 食中毒警報の速かなる伝達と周知徹底

これらの目標達成のため、各種行事、宣伝、講習会、研修会、衛生優良店表彰など食品衛生の普及につとめるとともに、食品取扱従業員の健康診断など自主的な活動を展開している。

現在の加入店は一、五〇〇店を数え、その事務所を滝川保健所内に置いている。

歴代協会長（昭和五五年以降）

氏 名 就任年月 氏 名 就任年月

二代 岡部 一男 昭和三六・四 三代 中田 正巳 昭和五五・五

四代 石川 豊治 平成元・五

歴代滝川分会長

五代 中田 正巳 昭和五〇・五 六代 前東 敏英 昭和五五・五

七代 三浦 晃裕 平成元・五

歴代江部乙分会長

五代 鎌田 馨 昭和五四・五 六代 大林 政義 平成元・五

第三節 開業医

開業医院 滝川市街では屯田一等軍医正大竹康造が退官後明治三十年三月に広小路五丁目到医院を開業、江部乙市街では山崎司城が村医を辞職後、大正四年十二月に開業したのが始まりである。

明治・大正時代は開業医院の数も少なく、しかも他に転出したり廃業したため現在の開業医院は全部昭和時代に入ってから開院したものであり、また、その大部分が戦後の開業である。

医師の大都市集中が続く中で、全道平均から見ても滝川は医師不足気味ではあるが、昭和五十年以降に開業する医院が増え（二医院、また市立病院の充実などもあって、平成元年三月末で医師の数も七八名に増えている。この結果、市内の医師一人に対する人口比

開業医院・病院

医 院 名	院 長 名	医 師 数	科 別	所 在 地	開 業 年 月	電 話 番 号
男澤医院	男澤 伸一	一	内科・小児科	朝日町西二一―一五	昭 三〇・一二・一	二三―三一八三
川村医院	川村 幸雄	一	産婦人科	明神町一―四―二〇	三〇・七・二五	二三―二七五〇
医療法人神部病院	神部 弘二	二	外科・麻酔科	栄町三―四―二七	二一・一〇・一	二二―二〇二一
近藤眼科医院	近藤富貴雄	一	眼科	本町二―三―二五	三四・九・一	二三―二八四八
佐藤医院	佐藤 直美	一	内科	一の坂町西三―一―三	六一・四・一	二三―三二五五
医療法人圭友会佐藤病院	佐藤 達彦	一	内科・神経内科	泉町一三五番地―一	六二・一二・一八	二四―〇一一一
沢田外科医院	沢田 孚	一	外科	明神町四―一―〇―八	四五・九・一	二二―四五六八
篠島皮膚科医院	篠島 弘	一	皮膚科	本町一―六―一	四五・四・一	二二―四一一二
内科胃腸科柴田医院	柴田 祐次	一	内科・胃腸科	栄町二―五―一三	四七・九・一	二三―一八一八

は六六〇名となり、一〇年前の一、〇五〇名から四〇〇名近くも減っている（全道平均では医師一人に対する人口は六八八名であるが、無医村地区もあることを考慮すると大都市集中化が推察される。）。最近になって滝川に医師が増えてきたことは、医師養成機関が多くなつて医師の数が増えたことにも起因するが、滝川市の都市的機能の整備や、交通・生活環境の向上によることも多いとされている。

開業歯科医院 歯科医院は医院とくらべて開業は遅れ、滝川市街では大正五年広小路に佐藤歯科、同九年に原岡歯科医院が開業しており、江部乙市街では昭和六年に島津歯科医院が開業している。

歯科医院の開業も、一般医院とほぼ同じ傾向である。これら、医院・歯科医院の創設、変遷や昭和五十三年当時の状況は、市史上巻七三九ページ以降に詳述されているので本節では省略した。

新谷医院	新谷 政治	一	内科・小児科	本町一―五―二七	昭 二六・四・一	二三―二五―一七
すがい小児科医院	須貝 基信	一	小児科	大町五―三―三三	五二・九・一六	二四―一五―一五
腎友会滝川クリニック	菅原剛太郎	一	泌尿器科	有明町二―三―四五	五二・一・一	二四―二二―二五
医療法人社団鈴木内科クリニック	鈴木 忠男	一	内科・小児科	黄金町西三―一―三〇	五二・二一・一五	二三―二七―五三
鈴木産婦人科小児科医院	鈴木 照人	二	産婦人科・小児科	朝日町東一―一―三八	三四・一一・一	二三―三二―二二
武田医院	武田 邦彦	一	内科	本町一―二―一八	七・一二・七	二三―二〇―三九
田中整形外科医院	田中 栄一	一	整形外科	黄金町西一―一―二四	三七・一〇・二	二三―二九―三三
田畑産婦人科医院	田畑 時雄	一	産婦人科	本町四―二―一七	四八・九・三	二二―一八―五一
医療法人社団坪谷医院	坪谷 六郎	二	耳鼻咽喉科	大町一―一―一七	三八・一二・一五	二三―三七―九八
戸井整形外科医院	戸井 康堯	一	外科・整形外科	本町四―二―二三	四六・九・二六	二四―一七―五五
医療法人幸陽会中垣脳神経外科病院	中垣 陽一	二	脳外科	西町一―二―一五	六三・二・一八	二二―一三―七一
医療法人優仁会滝川中央病院	縄手 朗	三	精神神経科	朝日町東二―一―一五	三六・六・一五	二二―四三―四四
のせ内科医院	能勢 隆	一	内科・消化器科	西町七―三―四一	五七・九・一六	二四―一三―七一
幡産婦人科医院	幡 六郎	一	産婦人科	本町二―二―二七	三九・八・五	二三―三三―三九
文屋内科消化器科医院	文屋 学	一	内科・消化器科	空知町二―四―一〇	六三・一一・一	二三―一五―九五
むらた皮膚科医院	村田 英俊	一	皮膚科	明神町二―四―二	五九・六・一	二四―一五―一二
森医院	森 慰子	一	内科・耳鼻咽喉科	本町二―一―一二	二六・四	二三―三三―五〇
医療法人 社団裕仁会	吉田 英治	一	内科・小児科	新町一―八―一	三八・八・一	二三―三七―八八
久保医院	吉田 守人	一	〃	本町一―四―二四	二四・一二・一	二二―三三―六三
医療法人 優仁会	高山 晴至	三	内科	江部乙町東二丁目一四五二	六三・三・一七	七五―二二―六六

開業歯科医院

原岡歯科医院	原岡 研二	二	齒科	栄町二―四―一	昭 一八・二・九	二二―一五―七八
塚本歯科医院	塚本 一生	二	〃	栄町四―四―二二	三五・一一・二八	二三―二五―〇八
武内歯科医院	武内 敏彦	一	〃	大町二―一―二三	三七・一二・二一	二三―三三―二五
熊本歯科医院	熊本 博一	一	〃	本町三―一―	三九・一〇・五	二三―二二―七四

柳齒科医院第一齒科	柳	義文	一	齒科	大町二一	昭四一・一・五	二二一七五一
滝川齒科医院	柳	清二	一	〃	明神町一五十三五	(昭四二・二二・一〇 現在地六二・二・五)	二三一五八八
柳齒科医院第三齒科	柳	弘治	一	〃	大町二一一	四八・一・八	二二一七五一
柳齒科医院第四齒科	柳	承治	一	〃	〃	四八・一・八	〃
アヒコ齒科医院	安彦	良一	一	〃	一の坂町東三十三	五六・二・二八	二四一八七一
安岡齒科医院	安岡	亮	一	〃	明神町四二二三六	平成 元・七・一	二二〇二八五
籠島齒科医院	籠島	啓二	一	〃	新町一一八	昭五・一・八・一七	二二一六〇〇六
杉村齒科医院	杉村	昌彦	一	〃	栄町一一七	五二・九・一〇	二四一三五四
田中齒科医院	田中	禎子	一	〃	江部乙町西二一五十三六	四四・五・二七	七五二〇五六
橋本齒科医院	橋本	功一	一	〃	西町二二三一二三	六二・四・一	二三一五五六
西尾齒科医院	西尾	伸之	一	〃	栄町二二三一四〇Nビル三F	六一・三・一七	二三一四八一六
渋谷齒科医院	渋谷	保親	一	〃	二の坂町二一一一	平成 元・五・一	二二一七三七
フジタ齒科医院	藤田	慎一	一	〃	朝日町東四一一四	昭六二・八・一〇	二四一八二一一
東町齒科医院	佐藤	俊的	一	〃	東町六一一三八	六三・三・一	二四一五八〇〇
みなみ齒科医院	南	登志靖	一	〃	西町五丁目	平成 二・五・二四	二四一三七三四

滝川三師会

滝川市と新十津川町に在住する医師、歯科医師、

薬剤師が、医療の高揚、医・歯・薬学の進歩発達と公衆衛生の普及をはかり、地域医療の向上と会員の親睦福祉増進を目的に、昭和五十年四月二十九日滝川三師会を結成した。事務所は滝川医師会看護学校(新町二丁目)内に置いている。

毎年四月に総会を開き、主な事業としては学術講演会、医薬分業及び地域医療向上の研修活動や、親睦行事を通して三師の連けいを深めている。なお、本会が提唱して昭和五十四年に滝川市医療保健対策協議会が組織され、市の医療保健行政の推進がはかられている。

構成会員数(平成二年一月末現在) 七二名

内訳 医師三三名 歯科医師 一四名 薬剤師 九名
会長 近藤富貴雄

なお会には学術教養委員会(この中に医薬分業部会を設置)、地域医療委員会、親睦委員会の三委員会が設置され、それぞれ独自の活動をしている。

- 学術教養委員会 (長) 熊本博一 (副) 田畑時雄 (医)
- (医) 神部 弘二 川村 幸雄 幡 六郎 吉田 守人 須貝 基信
嘉山 善彦 坪谷 隆二 男澤 伸一 中垣 陽一
- (歯) 武内 敏彦 柳 承治 杉村 昌彦 塚本 一生 渋谷 保親

- (薬) 秋野 俊一 穴戸 哲也 片岡 直太 森本 良美 酒井 茂一
菅原ムツミ
医薬分業部会 (長) 原岡研二 (歯) (副) 沢田 孚 (医)
(医) 笹出 千秋 武田 邦彦 篠島 弘
(歯) 安彦 良一 柳 弘治
(薬) 西田 良治 遊免 和子 水口 隆雄
地域医療委員会 (長) 菅原剛太郎 (医) 篠島 正子 (薬)
(医) 徳中 弘之 坪谷 六郎 吉田 英治 戸井 康堯 柴田 祐次
能勢 隆 神部 洋史 吉田 邦夫
(薬) 柳 清二 関 茂 安岡 亮 藤田 慎一
(歯) 久保田紀美子 吉田 幸代 森 明裕
親睦委員会 (長) 長田 勇 (薬) (副) 柳 義文
(医) 鈴木 照人 田中 栄一 森 慰子 縄手 朗 野田 良
文屋 学 高山 晴至
(歯) 塚本 一生 籠島 啓二 田中 禎子 橋本 功一 西尾 伸之
(薬) 佐藤 俊的
藤井 哲也 堀 均 西川 悦郎 瓜 健司

滝川市医療保健対策協議会

市では医療保健行政の推進を図るため、滝川三師会の協力を得て昭和五十四年七月十三日に滝川市医療保健対策協議会を設立した。
委員の任期は二年とし、滝川市が委嘱している。

医療保健対策協議会委員 (平成二年一月末現在)

氏名	出身機関・団体等	就任年月日	退任年月日	備考
守屋 守	守屋医院長	昭和五四・七・一三	七・一二	五四年から六〇・七・一二まで会長
小菅 高之	市立病院長	同	七・一二	
武内 敏彦	武内齒科医院長	同	七・一二	五四年から六二・七・一二まで副会長
男澤 義久	男澤医院長	同	六・八死亡	六〇・七・一三
吉田 守人	久保医院医師	同	在	六三・六・八まで会長
長田 勇	長田薬局	同	在	
原 寿太郎	滝川保健所長	同	七・一二	
堀 美代子	婦人団体役員	同	在	五四年から副会長
山本文子	婦人団体役員	同	七・一二	
木幡 孝雄	青年団体役員	同	七・一二	

網淵正幸	市教育長	同	右〽六三・五・二三	(五八年迄二一名)
浜本央雄	滝川保健所長	同	五六・七・一三〽六〇・七・一二	
徳中弘之	市立病院長	同	右〽現	
山本康照	青年団体役員	同	右〽六二・七・一二	
沢田 孚	沢田外科医院長	同	五八・七・一三〽現	六三・七・二三から会長
田畑時雄	田畑産婦人科医院長	同	右〽現	
高野トシ	婦人団体役員	同	右〽六二・七・一二	(五八年から一三名)
笹出千秋	滝川保健所長	同	六〇・七・一三〽現	
熊本博一	熊本歯科医院長	同	六二・七・一三〽現	六二・七・一三から副会長
加賀谷時子	婦人団体役員	同	六二・七・一三〽現	(六二年から一二名)
小柳彦三	衛生推進協議会長	同	右〽現	
本間 茂	市教育長	同	右〽現	
吉田英治	吉田医院長	同	六三・七・二七〽現	

第四節 滝川市立病院

沿革の概要 滝川市立病院は、昭和九年十一月一日滝川町立社

会病院として開院以来、戦中・戦後の資材不足、戦後の経済・医療の昏迷化による経営不振など、幾多の難関を克服しながら現在まで、地域の基幹医療機関として重要な役割を果たしてきた。

病院建設にまつわる土地問題、増改築や施設の充実を含めて昭和五十三年までの経過は、市史上巻七四五ページ以降に詳述されているので、本節ではそれ以後の沿革の概要と現況について掲載した。

昭和五十五年十二月、第四代院長の小菅高之が退任し、代って徳

中弘之が第五代院長として美唄労災病院から着任した。小菅院長は、昭和三十八年から一七年間院長として在任し、病院の赤字会計の解消と立て直し、病院の改築などを実現し、病院経営に大きく貢献している。

病院長が交代した昭和五十五年当時、市立病院は再び改築についての是非が論議されていた。昭和三十九年から四十一年にかけて全面改築し、その後も医療機器の進歩と市民の医療需要に因應するための増改築や施設の整備を進めてきたが、一部に狹隘が目立ち、十分な医療効果を期せられないという意見が高まってきたのである。

このため、市では充実した総合病院を目指し、昭和五十六年十一月、市立病院の増改築について市営企業等調査審議会に諮問した。

同審議会は半年間にわたり慎重に審議した結果、昭和五十七年六月五日次の内容を答申した。

「市立病院は、昭和九年に開設以来地域の中核病院として地域の医療需要に応え、機能の充実強化を図り今日に至っている。

この間、昭和三十九年度から四十一年度にかけて全面改築を行い近代的な病院とし、更に昭和四十五年及び四十六年度に再度改築するなど積極的に整備充実につとめてきたところである。

しかし、最近の医学・医療技術の進歩は著しく、また医療の多様化・高度化・疾病構造も大きく変化してきている。こうした事態に対処するためには、現有建物のうち特に外来診療室、手術室、検査室、薬剤室等の診療部門と、病棟部門及び管理部門の一部が狭隘である。今後の社会情勢に対処して増床を考慮するならば、早急に増改築を行うとともに施設・医療機器の整備充実をはかり、地域住民の信頼に応える医療サービスの提供が望まれる。」

市ではこの答申を受けて、同年六月の市議会に病院増改築の三年継続事業の予算と、看護婦宿舍建築の予算を提案し、同月二十四日議決を得た。

昭和五十七年八月十四日に着工、翌五十八年三月第一期工事が竣工し、五十九年九月二十六日三か年にわたる全工事が完成した。

これより先、昭和五十七年に病床数を一般病床三二〇床、結核病床三〇〇床、精神病床五〇床の計四〇〇床に増床しており、この増改築により、建物の整備はもとより、医療機器についても充実し、また管理部門に事務の効率化をはかるためのコンピュータを導入す

るなど飛躍的な改善がはかられた。

なお、昭和五十九年十一月一日には、落成式に合わせて開院五十年記念式典が挙行されている。

以後、年々施設の充実につとめ、市民の健康維持にふさわしい地域の基幹病院としての使命を果たしている。

市立病院増改築工事の概要

建物 面積

増 築

改 築

計

管理部門	一、四三八、二二四	一、二八〇、〇五九	二、七二八、二七三
診療部門	二、二六三、九三七	二、九五三、一二六	五、二一七、〇六三
病棟部門	二、三〇一、一五一	四、三九三、七五一	四、六二四、九〇二
計	三、九三二、三〇二	八、六二六、九三六	一二、五五九、二三八

構造 増築は鉄筋コンクリート二階建（一部地階及び四階）

工期 昭和五十七年八月十四日着工

昭和五十九年九月二十六日竣工

工事費 一、六七一、一九三、〇〇〇円

市立病院看護婦宿舍新築工事

位置 滝川市大町三丁目三番一号

敷地 七〇〇、九七三平方メートル

建物 面積 一、〇六四平方メートル

構造 鉄筋コンクリート造四階建

収容人員 三九人

工期 昭和五十七年八月四日着工

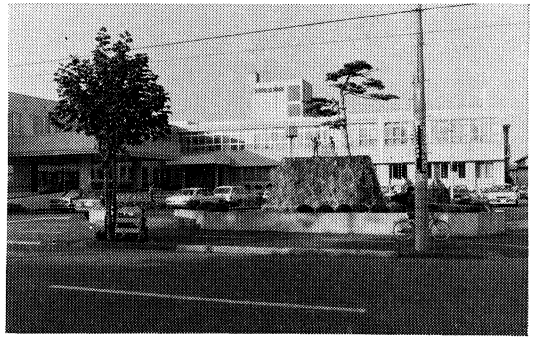
昭和五十八年二月二十八日竣工

工事費 一四六、一七七、九三九円

市立病院看護婦宿舍改築工事

収容人員 二二人

工期 昭和六二年七月



滝川市立病院全景

注・昭和五十八年新築した宿舎の内部改造である。

昭和五十五年以降の沿革

昭和五六・三・六 職員住宅建築

七・一 重症者の看護及び収容の基準実施承認

一一・一六 市立病院増改築について滝川市営企業等調査審議会に諮問

一一・一六 市立病院増改築について滝川市営企業等調査審議会に諮問

一一・一六

一一・一四 職員住宅建築

(一棟四戸)

五七・四・一 皮膚泌尿科を皮膚科と泌尿器科に分科

六・五 機構改革を行い診療部、薬剤部、看護部、管理部の四部制とする。

六・五 市立病院増改築について滝川市営企業等調査審議会より答申

六・二四 増改築三ヶ年継続事業として市議会議決

八・一四 市立病院増改築工事着工

一一・二 病床数四〇〇床に増やす

一一・一四 職員住宅建築(一戸)

五八・二・二八 看護婦宿舎完成(収容人員三九人)

三・二六 増改築第一期工事竣工(管理棟、薬剤部門、内科外来診療部門、待合室等)

八・三〇 職員住宅建築(一戸)

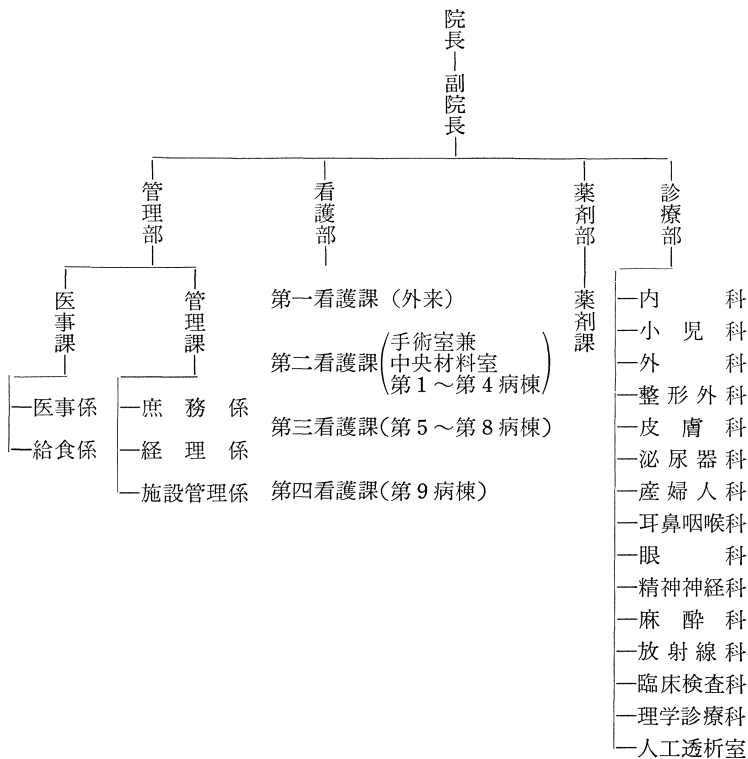
五九・九・二六 市立病院増改築第二期工事竣工

六二・一〇 看護婦宿舎改築(収容人員二二人)

市立病院の概要

六三・四・一 結核病床三〇床を廃止し、一般病床三二〇床を三五〇に増床した。

位 置 滝川市大町二丁目二番三四号 電話代(三二)四三一一
組織機構 平成元年四月一日現在



滝川市立高等看護学院
学院長—副学院長—事務長—教務課長—教務課長補佐—教務主任

職員数 (平成元年四月一日現在)

薬剂部		診療部					職種区分	人員	
薬剂助手	薬剂師	柔道整復師	マッサージ師	理学療法士	衛生検査助手	臨床検査技師	診療放射線技師	医師	二六人
三	七	一	二	二	二	九	六		
合計	高等看護学院 専任教員			看護部		助産婦		職種区分	人員
	二七	八	四	二	七	三	一	一五	七人

病床数

一般病床 三五〇床
精神病床 五〇床

合計 四〇〇床 (他に一部事務組合立伝染病床が二三床あり)

基準看護・基準給食・基準寝具

基準看護 実施

一般病棟 特二類

精神病棟 特二類

基準給食 実施

基準寝具 実施

施設面積・敷地等

病院	建物		敷地
	管理部門	診療部門	
院	二、七二八・二七三	五、七六二・四七五	一四、三〇九・七〇二
診療部	五、四三一・七二五	五、四三一・七二五	
病棟			
病棟部			
伝染病舎(一部事務組合立)	五三〇・一九〇		
計	一四、四四二・六六三		
高等看護学院	一、六五二・九六		一一、二〇六・〇〇
看護婦宿舍	一、〇六四・〇〇		七〇〇・九七三
同上(高看三F)	七五九・三八		

歴代病院長名

氏名	就任年月日	退任年月日
初代 久保 茂雄	昭和九・一一・一	昭和二四・一一・二
二代 星野 進	同 二四・一一・二五	同 三〇・一一・一五
三代 吉川 俊二	同 三〇・一一・一六	同 三八・一一・一四
四代 小菅 高之	同 三八・一一・一五	同 五五・一二・二五
五代 徳中 弘之	同 五五・一二・二七	現在

年度別取扱患者数

年度 区分	入院患者		外来患者		手術件数
	延数	一日平均患者数	延数	一日平均患者数	
昭和五四	九三、六七七・二五六		一〇三、二二四	三五・一	六〇九
五五	一〇四、九五三・二八七・五一一三、二七五		三八四・〇		五五一
五六	一〇二、七七九・二八一・六一二四、〇八八		四一九・二		六〇八
五七	一〇一、八八二・七九・一一三八、一五三		四六九・九		五八八
五八	一〇五、一三二・八七・三一五六、〇〇一		五三〇・六		五二九
五九	一〇五、五六八・二八九・二二七三、三八一		五九一・八		五九九
六〇	一一八、三九五・三二四・四一九三、三九七		六六〇・一		九〇八
六一	一二八、六七九・三二・六一二七、八一		七三八・四		一、二九六
六二	一三〇、一七五・三五・七二三七、〇四五		七九五・五		一、七八七
六三	一二四、二五四・三四〇・四二二〇、〇五二		七八五・二		一、〇八八

第五節 滝川市江部乙国民健康保険病院

沿革の概要 江部乙村では大正四年に村医制度を廃止して以来

開業医が医療業務を行っていたが、村立の病院設置の要望が高まり、昭和十三年十二月五日、元榛谷病院院舎を借り受けて村立江部乙病院を開設した。昭和二十四年になって、国民健康保険法に基づく村営国民健康保険事業が開始され、同医院は江部乙国民健康保険直営診療所と改称された。

その後、増改築を経て昭和四十二年には病院開設の許可があり、

江部乙町国民健康保険病院となり、更に昭和四十六年には滝川市と合併になり、滝川市江部乙国民健康保険病院と改称された。

しかし、同病院は一床当たりの病院基準面積を大きく下回り、病室や待合室もせまく、院長室、医局もとれない状況で、設備に費用がかさみ、毎年赤字経営を続けており早急にその対策にせまられていた。

昭和五十年二月、吉岡市長は滝川市営企業等調査審議会に「江部乙国民健康保険病院事業の将来計画と経営健全化の方策」について諮問した。同審議会では翌五十一年一月三十一日に「適地へ移転をし、規模を拡大して医療体制を整備すべきである」旨答申した。

これにより、市では検討を重ね昭和五十二年八月十六日に東十三丁目の現在地に建設を着手、国民年金積立還元融資施設として、翌五十三年三月二十日竣工、同年四月十二日定床五一をもって業務を開始して現在に至っている。

なお、昭和五十三年度の会計決算において収益的収支に企業会計の実施以来、初めて赤字を解消している。

沿革の詳細については、市史上巻第七編第一章第五節、第六節に掲載されている。

国保病院の現況

位置 滝川市江部乙町東十三丁目一番五四号 電話(代)七五―二四〇三

第六節 国民健康保険

国民健康保険の推移 隣保相互扶助の精神に基づいた国民健康保健法は昭和十三年法律第六〇号として同年七月一日施行以来、五〇年を経過し、今では国民皆保険として定着し活用されている。

滝川、江部乙における国民健康保険組合の設立から、昭和二十五年以降の公営移管の状況、国保直営診療所の推移、滝川市・江部乙町の合併にもなり新市への引継ぎ状況などは、市史上巻に記述されているので本節では省略する。

国民健康保険税の改定 国保税は、被保険者の受診回数並びに医療費用の上昇に伴って度々改定されている。最近では昭和六十一年度、平成元年度と二回にわたって値上げされた。

これは、医療費の大幅な伸びや保険税の滞納などにより国保会計の収支のアンバランスが大きく広がったため、昭和六十三年年度の

国民健康保険の状況

年度	分区		被保険者	保険税調定額 (千円)	被保険者一人当たり税額 (円)	保険給付費中の医療給付費 (千円)	被保険者一人当たり医療給付費 (円)	一般会計からの繰入金 (除減免補てん分) (千円)
	世帯	人員						
昭和五十四	五、七八六	一五、二〇〇	五六一、〇〇〇	三六、九〇八	一、三六六、九〇八	八九、九二八	二〇、〇〇〇	
五五	五、八七七	一五、一一六	六三二、〇九七	四一、八一六	一、五九四、一二六	一〇五、四六〇	二〇、〇〇〇	
五六	五、八九八	一四、八八〇	六六二、三三四	四四、五二二	一、六六九、八一九	一一二、二一九	三〇、〇〇〇	
五七	五、九二〇	一四、六九五	六四二、四四二	四三、七一八	三、四八六、九〇二	二三七、二八五	三〇、〇〇〇	

累積赤字は四億六、〇〇〇万円に達し、今後更に増加する見込みである。

昭和六十三年年度の国保負担の医療費は二億九千四、〇〇〇万円に達し、加入者一人当りの医療費も六十三年度に引続き前年比一二・七パーセントと増えている。

この原因として、①高齢人口が増えた。②医療の高度化や治療期間の長い成人病などの慢性疾患が増えた。③医療機関が増えたので病院にかかりやすい。④医療機関を何か所も渡り歩く人が増えた。としている(広報たきかわ 平成元年六月一日号による)。

平成元年度改定の概要 改定後の税率等による保険税額は、一世帯当たり平均一七万二、四一二円となり、昭和六十一年度から二五・二一パーセントの引き上げである。

一般被保険者一世帯当たり平均税額 一六三、七二六円
退職被保険者一世帯当たり平均税額 二一八、一八七円
課税限度額 四二万円(六一年度四〇万円)

五八	六、一五二	一四、七九九	七一〇、六八七	四八、〇二三	二、九〇〇、九一〇	一九六、〇二一	二三、〇〇〇
五九	六、三三八	一四、九〇九	七六四、六八八	五一、二九〇	三、一六五、二九二	二二二、三〇七	二三、〇〇〇
六〇	六、六五八	一五、四二六	七九九、五五二	五一、八五一	三、五七一、六五五	二三一、五三五	二三、〇〇〇
六一	六、七八四	一五、六〇〇	九一六、一二五	五八、七二六	四、〇八五、〇五九	二六一、八六三	五〇、〇〇〇
六二	六、七二六	一五、四三六	九三四、一四四	六〇、五一七	四、四四四、八八六	二八七、九五六	五八、九〇〇
六三	六、七〇七	一五、〇九六	九二一、〇〇五	六一、〇一〇	四、九五三、八六九	三二八、一五八	五七、五二四

国民健康保険運営協議会 国民健康保険の運営を円滑に行うため

に滝川市では昭和二十八年四月一日に運営協議会を設置した。

委員会は被保険者を代表する委員三、国民健康保険医または薬剤

師を代表する委員三、公益を代表する委員三の合計九名で構成され、委員の任期は二年である。滝川市と江部乙町が合併した昭和四十六年以降の委員は次のとおりである。

委員名	発令年月日	退任年月日	委員名	発令年月日	退任年月日
藤井 亀次	昭和四六・七・一	四九・九・二一	佐藤 恒	昭和五三・二・一	五八・八・三一
草沢 薫	〃	四八・六・三〇	石田 昇	五四・七・五	五八・八・三一
岩橋 恒男	〃	〃	吉田 恵(医)	五四・九・一	五五・八・三一
坪谷 六郎(医)	〃	五〇・六・三〇	福山 信一	〃	六二・八・三一
大西 正友	〃	〃	本野 正一	〃	六二・八・三一
岩村吉太郎	〃	五四・八・三一	小菅 高之(医)	〃	五五・二・二五
川嶋幸太郎	〃	〃	徳中 弘之(医)	五六・二・一	現 在
平野 通夫(歯)	〃	五六・三・二六	塚本 一生(歯)	五六・四・二三	五八・八・三一
小松 大州(医)	〃	五〇・六・三〇	幡 六郎(医)	五六・九・一	六二・八・三一
嶋田 定雄	四八・七・一	現 在	寺口 章	五八・九・一	六二・五・三一
米山 三郎	〃	五〇・六・三〇	柳 義文(歯)	五八・九・一	現 在
猪口英之助	四九・九・二二	〃	早坂 実	五八・九・一	現 在
津留崎禎之	五〇・七・一	五四・七・五	平野 和夫	六二・六・一	現 在
守屋 守(医)	〃	五四・八・三一	佐々木善治	六二・六・一	現 在

梅木 義雄	五〇・七・一	六二・五・三一	吉田 英治(医)	六二・九・一	現
松沢 寛	〃	五一・九・二〇	中谷 幸司	〃	現
柴田 祐次(医)	〃	五四・八・三一	和田 周吉	〃	現
中村 正男	五一・九・二一	五二・二・三一			在

第七節 保健・環境衛生

乳幼児健康診査

従来、滝川市では「乳幼児健康相談」という名称で実施していたのであるが、昭和五十七年度からは母子健康手帳に記載されているこの名称に変更した。また、健診月齢も昭和五十八年度から滝川独自の方式を一部変えて健康手帳と同じように三〜四か月、六〜七か月、九〜十か月、一歳六か月健診、更に、母子関係で問題が表面化しやすい二歳児健診を実施している。

最近の健診の傾向としては、異常を早期に発見して適切な治療を受けさせることは当然であるが、特にその子供の持つ能力にあわせて、精神・言語・運動を十分に伸ばすことができるようにと、母親への働きかけに重きをおく活動へと変わってきている。

健診の受診率は五五年度六二・六パーセント、五六年度七三・七パーセント、五七年度は七三・二パーセントであった。

月令を変更してから、五八年度七九・七、六〇年度八三・六、六一年度八八・八、六二年度八三・四、六三年度八八・四、平成元年度八七・七(いずれもパーセント)と、最近の受診率が向上している。

核家族化傾向が進み育児情報が氾濫する中で、適切なアドバイス

が得られず不安をもつ母親が、この乳幼児健康診査に大きな期待を抱いていることが、受診率の向上からうかがうことができる。

歯科検診

滝川市民の健康保持増進を目的として推進する保健行政の中で、「むし歯のない健康なからだづくり」を重点目標に掲げて積極的にその対策に取り組んでいるが、その経過と現況は次のとおりである。

昭和四十九年から市では、歯科衛生士を一名配置し(五四年度以降二名体制)乳幼児をもつ母親を対象に、むし歯予防のための口腔衛生指導、むし歯の早期発見、早期治療の普及をはかるために毎月定期的な歯科検診・歯科相談を実施している。この結果、昭和四十九年の三歳児検診でのむし歯保有率は八七・二パーセントであったのが、昭和六十年では、四九・五パーセントと半減し、むし歯のない子供がここ一〇年ほどで四倍に増えていることから乳歯対策はほぼ軌道に乗ったと言える。

しかし学童期におけるむし歯保有率は、昭和五十四年小学校児童で九七・五パーセント、昭和六十年では九五・九パーセントと若干減少をみているが、依然として家庭での歯科管理には多くの問題を残している。

むし歯のない子を育てようと、昭和五十四年に「滝川市子供の歯

を守る会」が発足し、口腔衛生に対する知識の高揚と普及に、地道な活動を続けているが、平成元年度の加入は、二二二世帯、三八八名の現況にある。

また、全市民を対象とした「むし歯予防デー」も六十三年で九回目を数えたが、一般市民の参加が年々増えてきていることは、歯科疾患についての認識が徐々に高まってきているためと考えられる。

三歳児・むし歯のない健康優良児（第一位のみ）

年 度	男 子	女 子	年 度	男 子	女 子
五四	山本 純敬	佐藤 友美	六〇	佐藤 雄介	中山 知美
五五	坂井 宏有	平沢佐智子	六一	大槻 和男	佐藤 由紀
五六	小川 雄平	千葉 裕美	六二	大和田朋樹	松本 理恵
五七	飯田 和仁	樋郡 里美	六三	二宮 英孝	賀野奈津美
五八	朝日 隆道	萩野 絵里	平成元年	小川 由貴	柴田 知美
五九	土永 慎介	堀口真衣子			

成人病・保健指導

日本人の平均寿命は終戦後急速に延び、昭和五十九年には遂に世界で一番の長寿国（男七四・二歳、女七九・八歳）となった。

また、厚生省発表によると平成元年度の日本人の平均寿命は、男七五・九歳、女八一・七七歳と年々平均寿命が延びているが、中高年にかけて死亡率の高い成人病が減少すれば、更に延長すると言われている。

日本における成人病での死因順位は悪性新生物が第一位で、次いで脳血管疾患、心疾患となっていたが、昭和六十年からは一位は悪

性新生物と変わらず、二位は心疾患、三位が脳血管疾患と入れ替ってきた。これは、食生活、日常生活様式の変化による欧米化傾向とも言えよう。

昭和五十七年八月に老人保健法が成立し、同五十八年二月から施行され、ようやく国としても四〇歳以上の国民の健康管理に力を入れることとなった。その具体的方策としては、実施主体を市町村とし、医療以外の保健事業の面で第一次五年計画を樹て、全国を平均化するよう本腰を入れはじめたのである。

滝川市における健康診査事業の一部

年 度	住民検診（循環器）	胃 癌 検 診	子 宮 癌 検 診
昭和五十八年度	一九・六パーセント	四・一パーセント	四・八パーセント
昭和六一年度	六一・〇	九・二三	八・〇三

循環器の検診は飛躍的に伸びてきているが、癌検診については、国の目標とする三〇パーセントには、まだほど遠い現状にある。

滝川市における死因調査内訳（資料・滝川市の統計）

三大死因	年 度		昭和五十九年		昭和六十一年		昭和六十三年	
	死因別数	全死亡数	死因別数	全死亡数	死因別数	全死亡数	死因別数	全死亡数
悪性新生物	八三人	二九二人	九八人	三二一人	九一人	三二〇人		
心 疾 患	四七人（六二・〇％）		五六人（六七・五％）		六一人（六四・八％）			
脳血管疾患	五一人		五六人		四九人			

注（ ）内は全死亡者のうち三大死因の占める割合

脳卒中による死亡は減少してきているが、この疾患については後遺症を残して不自由な生活を送っている人も数多く、平均寿命が八

○歳を越えている高齢化社会となった今日、日常生活面での介助や援助ができる訪問看護、在宅機能回復訓練事業等に主力を注ぐ時代が到来している実情にある。

滝川市保健センター

昭和五十三年五月、市の行政機構である保健係を市総合福祉センター内に移して保健センターを設置した。以来、保健業務のいっそうの充実がはかられ、成人・母子・歯科、伝染病予防など保健婦の活動が飛躍的に高まった。

しかし福祉センター内の使用には限度があり、集団検診などには無理があり、医療・測定機器を設置するにも狭隘なため、保健活動の活発化につれて独立の建物が必要であるという要望が高まった。

そこで、市は昭和六十一年六月二十五日総合福祉センター隣接の市有地に保健センターを新設着工し、昭和六十一年十一月二十一日竣工記念式を挙行、同日から開所した。

保健センター

この新しい保健センターは、総工費二億七、七〇〇万円で鉄筋コンクリート造、一部地下一階、地上二階建て延べ一、二三七平方メートルの堂々たるもので、まさに滝川市保健の拠点となったのである。

施設・設備の概要

一階には、市民が気軽に自分で測定できる健康度測定コーナーがある。腕を差しこむだけで血圧・脈拍がはかれる全自動血圧脈拍計。台に乗るだけで身長・体重を測定できる自動身長体重計、精神、肉体力をはかる集中維持機能(TAF)測定装置など六台の機器が備えられ、コンピューターが測定数値をもとに体力や老若度を評価するなど市民の好評を得ている。測定は一回一〇〇円の料金としたが、住民が気軽に利用できるようにするため、昭和六十四年一月一日から無料とした。

この他、診察室・相談室・事務室となっている。

二階は、集団検診室、健康指導員室、栄養相談室、会議室となっており、多面的な保健活動に対処できるように配慮されている。

保健センター健診状況

保健センターには保健婦、歯科衛生士、栄養士、看護婦、事務職員等が常駐している。この庁舎の新築により市の保健業務はより活発に機能し、乳幼児から老人まで、市民の健康維持増進がはかられている。

保健センターの業務は多岐にわたっており、年度別に集計すると複雑になるため、平



成元年度分の実績のみを掲載する。

一、保健指導係関係			
1	健康教育事業	一一〇回	三、九八六八
2	健康相談事業	三三〇回	一、四七七人
3	訪問指導事業	二七三人	延 五一六八
4	機能回復訓練事業	九人	延 四一四八
5 乳幼児保健事業			
	衛生教育	二五回	二八一八
	健康相談	九〇三回	(電話、訪問等)
	集団検診	八四回	三、一八六八
6 母性保護事業			
	乳幼児家庭訪問	二四六件	延 二四七件
	妊産婦訪問	二二四件	延 二二七件
	相談事業	四一回	一、〇三二八
7 歯科保健事業			
	歯科保健事業	二四八回	九、二六六八
二 予防係関係			
1 健康診査事業			
	がん検診	年間実施	三六日 四、六〇三八 一般 四、三八七八 事業所 八二四八
3 予防接種			
	学校分	実施日数	三六日 二、七〇四八
	乳幼児分	麻疹のみ 随時	六〇日 三、三九九八
4 結核診査及びBCG接種			
		実施日数	一七日 二、八六二八
△資料 平成元年度事務概要報告より抜粋▽			

主要死因別死亡者数

年度・区分	総数	結核	悪性新生物	心疾患	高血圧性疾患	脳血管疾患	肺炎及び 慢性肝疾患 及び肝硬変	老衰	不慮の事故	うち 自動車事故	自殺	その他
五五	二八〇	四六二	二四九	六五二	一一一	三	一八	一一	四	四	五〇	
五六	三二〇	三七二	二四六	四六六	一九	七	五	二	二	二	一八	
五七	二九一	四七二	二四二	三七一	一七	四	四	二	二	二	一四	
五八	三〇四	四八四	二四四	〇七〇	八	四	四	二	二	二	一四	
五九	二九二	一八三	四七二	一五二	一五	一	二	三	三	三	一六	
六〇	二九七	一七五	五五七	五五二	二四	一	二	〇	三	三	一三	
六一	三一	一九八	五五六	七五六	一七	一	〇	三	三	三	一三	
六二	二九七	〇八一	一五三	四五一	二四	二	二	八	八	三	一四	
六三	三一〇	〇九一	一六一	二四九	三〇	三	九	一	八	四	一四	

△資料 滝川市の統計▽

滝川市休日夜間急病センター

昭和五十七年四月三日、明神町一丁目五番総合福祉センター内一階で滝川市休日夜間急病センター開所式が行われた。

従来、休日や夜間の急病については市内の休日当番医が交替で診療にあたっていたが、この日からは同センターが一切担当することとなり、滝川の医療体制はいっそう充実をみたのである。

市民待望のセンター開設に際して、市では施設の工事に約一、九〇〇万円、五十七年の運営費に約三、二〇〇万円を計上するなど、市民の医療、保健対策に並々ならぬ意欲をみせた。一方、滝川医師

会でも市の熱意にこたえて全面的に協力し、医師の確保については

ることになっている。

札幌から医師団を派遣してもらおうとともに、地元医師会員も診療にあたるという万全の対策を講じたのである。

このように、市民、行政、医師会の三者が一体となって設置されたセンター施設は、中・北空知地方では初めてであり、道内でも一六番目のものである。なお、救急外科については従来のとおり、当番医制となっており、当センターは小児科・内科を対象としている。

診療は、土曜日は午後二時から翌日午前九時まで、日曜・祝日・休日（十二月三十一日から翌年一月三日まで及び市長の定める指定日）は、午前九時から翌日午前八時までとなっている。

日中は、医師一人、看護婦二人、事務員二人で、夜間はそれぞれ一人ずつとなっている。

滝川市休日夜間急病センター運営委員会（平成二年六月末現在）センターの運営については市条例により運営委員会が設置されている。委員は八名以内とし、その任期を二年と定め、市長が委嘱す

氏名	就任	退任
神部 弘二（神部病院長）	昭五七・五・一	六一・四・三〇
徳中 弘之（市立病院長）	同	同
吉田 守人（久保病院長）	同	同
吉田 英治（吉田病院長）	同	同
鈴木 忠男（鈴木病院長）	同	同
板垣 道夫（板垣病院長）	同	同
柴田 祐次（柴田病院長）	同五八・一・二	一〇・一・二
山内 茂男（滝川消防署長）	同五七・五・一	一〇・五・九
皆上 浩（滝川市民生部長）	同	同
宮西 努（滝川消防署長）	同五九・五・一	一〇・五・九
荒木 栄（滝川市民生部長）	昭五九・五・一	一〇・六・二
坪谷 六郎（坪谷耳鼻科病院長）	六一・五・一	一〇・五・二
浜田 伸一（滝川市民生部長）	六二・七・一	一〇・平・二
三上 初夫（滝川市民生部長）	平・四・一	一〇・三・三
沢田 孚（沢田外科病院長）	平・二・六・一	一〇・一・一

開所以来の利用状況

△資料 滝川市事務概要調▽

市町村名	五七年	五八年	五九年	六〇年	六一年	六二年	六三年	平成元年
滝川市	三、九三四	三、六七八	三、七五四	三、六〇七	三、四六二	三、一四二	三、一二四	三、一〇三
新十津川町	四一一	三九二	四二二	三九〇	三五七	三五八	三七〇	三五二
雨竜町	一〇九	九三	一〇二	一一九	九八	九四	九四	一二〇
砂川市	一一一	一三三	一五五	一三七	一一六	一二〇	九九	七六

疾病別患者数

病名	年度別	
	五七	五八
呼吸器系	三、〇七二	三、〇三八
胃腸系	八四七	八三九
皮膚系	三〇四	二〇四
外科系	一五六	一〇四
外科学系	一六〇	一四九
脳心血系	二二三	一三二
耳鼻眼歯系	二二三	一三七
	五九	六〇
呼吸器系	三、一五九	二、九六三
胃腸系	七七八	七二〇
皮膚系	二二六	三四〇
外科系	四一	二九
外科学系	一七二	一八〇
脳心血系	一四七	一三三
耳鼻眼歯系	一四七	一三五
	六一	六二
呼吸器系	二、七五五	二、五三三
胃腸系	七七八	五九四
皮膚系	三一九	三五一
外科系	一〇	九
外科学系	一八八	一八七
脳心血系	一三五	八三
耳鼻眼歯系	一三五	八三
	六三	六四
呼吸器系	二、四六四	二、六七五
胃腸系	七八二	六九六
皮膚系	三七八	二五九
外科系	二	三
外科学系	二三三	一五七
脳心血系	八七	六六
耳鼻眼歯系	八七	六六
	平成	元年
呼吸器系	二、〇七二	二、〇七二
胃腸系	八四七	八四七
皮膚系	三〇四	三〇四
外科系	一五六	一五六
外科学系	一六〇	一六〇
脳心血系	二二三	二二三
耳鼻眼歯系	二二三	二二三

△資料 滝川市事務概要調▽

合	そ	歌	旭	深	妹	岩	美	札	上	奈	芦	浦	浜	赤
計	の	志	川	川	背	見	頃	幌	砂	井	別	白	益	平
	他	内	市	市	牛	沢	市	市	川	江	市	町	村	市
五、〇七〇	二八三							一二五					四九	三八
四、八二七	一九六			一四	四	一七	三	一三一	七	一二	一三	三三	三九	四五
四、八七四	一六〇		二五	一二	三	七	二	一〇七	六	一六	一四	二二	三〇	三七
四、七六二	一七九	一〇	一二	四	三	一五	二	一四九	六	三	二〇	二一	三九	四六
四、五二〇	一七一	六	一五	八	一	七	一	一四〇	一二	五	一七	二二	三四	四八
四、一二〇	一四〇	七	二〇	一〇	二	九	三	一二八	四	四	九	二二	一一	三七
四、二二七	二二〇	一五	二五	一一		一一	三	一四四	四	一〇	一四	二一	九	六三
四、〇八六	一七四	九	二三	八		一二	〇	一〇五	二	八	九	一七	八	五〇

計	中毒系		泌尿器系		その他	
	五、〇七〇	二九	六三	二二六	七三	二二六
四、八二七	五二	七三	二二六	七三	二二六	二二六
四、八七四	三七	七九	二三五	七九	二三五	二三五
四、七六二	八九	七一	二四七	七一	二四七	二四七
四、五二〇	九六	七七	二二二	七七	二二二	二二二
四、一二〇	一〇四	六四	一九五	六四	一九五	一九五
四、二二七	一〇八	五七	一一六	五七	一一六	一一六
四、〇八六	八五	四六	九九	四六	九九	九九

じん芥処理 じん芥処理は、市民の毎日の生活に直結した一日

としてゆるがせにできない問題であり、どこの自治体でもその円滑な運営と衛生的な処理に苦勞しながら取り組んでいる現状にある。

滝川市においても開村以来、その時代に即応したいろいろな方法で対処しており、この間の経緯については市史上巻第七編第一章第七節に述べられているが、昭和五十七年までは、ほとんどが埋め立て方式により処理されていた。

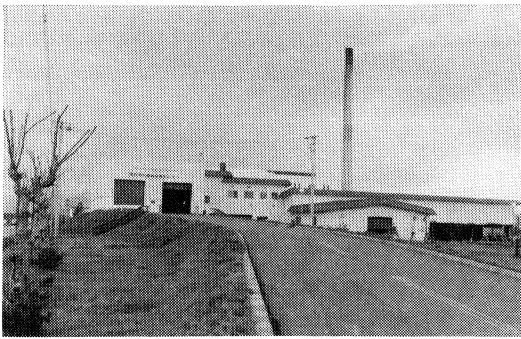
しかし、人口の増加、生活水準の向上、産業廃棄物が増えるにつれて、じん芥の量は年々増加の一途をたどり昭和五十六年には年間約三万トン(家庭からの回収約一万八、〇〇〇トン、事業所からの直接搬入約二万二、〇〇〇トン)に達し、このまま推移すると、西滝川に設定した市のごみ処理場は一〇年後には満ぱいになることが予想された。また、埋め立て方式では、カラス・ネズミ・ハエによる公害も発生しやすいうえに、処理場用地の取得もきびしくなってきたため、市としてもかねてから抜本的な対策を練っていた。

昭和五十五年になってごみ処理の具体策が明らかにされたが、その対策の一つは、家庭から出る生ごみと、鶏ふんやモミがらなど、商品価値の少なくなった農産廃棄物を原料としたたい肥(コンポスト)

を製造する施設の建設である。その次には、可燃物を一切焼却でき

る施設を造ることである。この二つの施設を連結して稼働させることにより、生ごみがたい肥となり環境衛生や農地の地力向上が図られ、更に、ごみ処理場の拡大化を防止するという一石何鳥という多くの利点をあげることができるといふ構想である。

この構想は、市議会の議決を経て、昭和五十七年度から着工、昭和六十年十二月に完成し、滝川のじん芥処理は新しい時代を迎える



有機物供給センター

ことになったのである。

1、滝川市有機物供給センター

この施設は、じん芥処理の衛生的な方法であるとともに、限りある資源を有効に活かし、化学肥料で地力を失いつつある農地に活力を与えようというもので、全国的には長野県や大分県で先鞭をつけたが道内では初めての試みである。

施設の概要

位 置 滝川市中島町二一〇番地
敷地面積 約七、一〇〇平方メートル
建 物 鉄骨一部二階建て 延べ一、六二一・七五平方メートル
設 備 選択破砕分別機
コンクリート製発酵槽四基（幅二・七メートル、長さ三二メートル）
脱臭装置等のプラント

総事業費 約四億九、三〇〇万円（国庫補助二億二、八〇〇万円）
工 期 着工 昭和五十七年八月十四日
完成 昭和五十八年三月二十八日

操業開始 昭和五十八年四月一日

コンポスト製造計画 計画は、農業廃棄物や家庭から出る生ごみを毎日二〇トン集め、それから一六トンのたい肥を造り、年間四、八〇〇トンとし、市内の耕作面積約五、〇〇〇ヘクタールのうち一割弱の四八〇ヘクタールに供給するということで、製造されたたい肥（コンポスト）は、滝川市農業協同組合と江部乙農業協同組合で販売することにした。

滝川市有機物供給センター運営協議会 市では有機物供給センター建設に伴い、この管理運営を円滑に行うため、昭和五十八年四月一日に滝川市有機物供給センター運営協議会を設置した。

この運営協議会は委員一五名以内で組織し、委員の任期は二年とし市長が委嘱することになっている。

氏 名	就 任	退 任
山岸 幹男	昭和五八・四・一	現 在
山本 義郎	同	右
小柳 彦三	同	右
荒島 保 同	同	右
滝下 匠 同	同	右

第一章 保健・衛生

加賀谷時子 昭和五八・四・一
明井 正 同 右
谷口 昭 同 右
酒井弥太郎 同 右
木下 賢治 同 右
佐々木幸治 同 右
古賀スエ子 平成 一・四・一
大川 平吉 平成 一・四・一

ごみの分別収集 この有機物供給センター事業を開始するため

に、市では燃えるごみと、燃えないごみを分別して集めることとなった。昭和五十七年九月から指定ごみ袋（一枚四円）に入れてごみを出すように、花月町、栄町を皮切りに収集を始め、昭和五十八年四月一日からは全市一斉に分別収集を行うようになった。

2、滝川市清掃センター

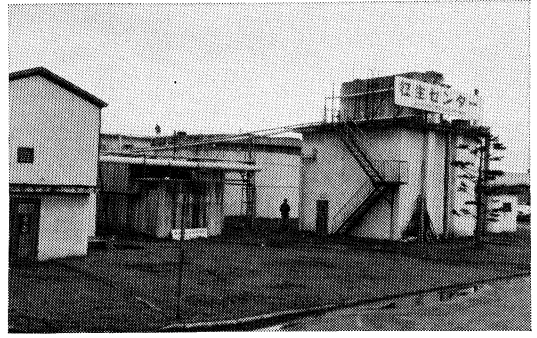
じん芥処理対策のうち生ごみ処理施設である有機物供給センターが昭和五十八年三月完成、四月一日から操業を始めたのに引き続き、昭和五十九年三月からごみ焼却施設の建設に着手、昭和六十年十二月に完成し、現在順調に操業を続けている。

施設の概要

位 置	敷地面積	建 物	設 備
滝川市中島町二一〇番地（有機物供給センター南側）	一一、五〇六平方メートル	鉄骨一部鉄筋コンクリート造	焼却炉二基（一基一日四〇トンの処理能力）
		地上三階（一部平屋）地下一階建て	建築廃材処理用破砕機
		延べ二、三三三平方メートル	選択分別機（たい肥化できるごみを隣接する有機物供給センターまで）



清掃センター（操作場）



清掃センター

で外気に触れることなく
ベルトコンベヤーで移送
できる）

電気集じん器（道内初め
て使用、ばいじん防止）
排水処理装置（工場で再
利用）

温水送水管装置（焼却し
た際の七五度前後の熱水
を温水プールまで送り利
用する）

総事業費

約一〇億四、六〇〇万円
（国庫補助二億六、八二
三万円、起債五億八、五
七〇万円、一般財源一億
八、七二二万円）

工期

着工 昭和五十九年三月
九日
完成 昭和六十年十一月
三十日

ごみの分別収集方法の変更 有

機物供給センターの操業開始に
伴い、昭和五十八年四月からご
みの収集は、生ごみと可燃物、
不燃物の三種類に分けて収集さ
れることになったが、清掃セン
ターの稼動により、再度収集方
法が変わった。これは、清掃セ

ンターの分別機で紙や木片と生ごみを分別することが出来るように
なったので、生ごみも燃やせるごみと一緒に出してよいことにな
ったからである。したがって、家庭からのじん芥は、燃やせるごみ
と、燃やせないごみの二種類として収集することとなった。

最新施設と収集有料化

昭和六十年十二月二日、全道に誇る近代的なごみ焼却施設「滝川
市清掃センター」の始動式が午後一時、竣工式が午後二時から行わ
れ、いよいよ操業が開始された。

一日に四〇〇トンの処理能力をもつ焼却炉二基を備え、中央制御室
による集中管理や、余熱を二・五キロはなれた温水プールに送って
有効に利用されること、隣接の有機物供給センターへたい肥（コンポ
スト）原料用ごみを分別して送れること、各種公害対策装置が施さ
れているなど、滝川のじん芥処理は画期的な変ぼうを遂げることにな
ったのである。

しかし、その反面、こうした最新の施設を建設、そしてこれを維
持するための費用が、市の財政に大きな負担となってきたことは当
然のことである。事業費一〇億四、〇〇〇万円の返済もさることな
がら、昭和五十九年度のじん芥処理費用が二億四、二〇〇万円であ
ったのに対して、新しい施設では三億九、〇〇〇万円と、一挙に一
億五、〇〇〇万円ほどはね上がることになるのである。

こうした事態を迎えて吉岡市長は、「人によって考え方は違おう
が、すべて行政にたよる考え方は軌道修正をしなければならぬと思
う。

町づくりのうえで、市民の受益的負担の均衡を図らなければならない時期に来ている。増えつつあるごみ処理事業の健全な育成を図るために市民の理解と協力を得たい」という考え方に立って、昭和六十年十一月二十六日に滝川市営事業等審議会（岡田外之会長、委員二〇名）に収集有料化について諮問した。

諮問要旨は次のとおりである。

滝川市の清掃事業の運営については、廃棄物を適正に処理し、生活環境を浄化することを目的とし、経営の原則にそって経済性を発揮し効率的な運営に努めてきた。ごみ処理事業を遂行していくためには、多額の費用を要することは周知の事実であるが、五十八年からごみ焼却施設を建設し、本年度より供用開始となった。

この時点において、収集運搬と処理を含めた事業の健全な運営管理の方策について意見を賜りたい。

市民負担を答申　ごみ収集有料化に対する賛否両論の渦巻く中で慎重な審議が続けられたが、昭和六十一年一月二十四日、市営事業等審議会は「ごみ処理経費の二〇パーセント程度を市民負担とし、負担方法については、ごみ収集回数に違いのある市街地区と農村地区、それに家族構成などを考慮し、公平を期すこと。また、生活保護世帯や七〇歳以上の独居世帯、母子世帯には福祉料金を設定するよう希望する」を骨子とした答申書を吉岡市長に手渡した。

ごみ処理経費の市民負担については、当初市側としては二五パーセント程度と考えていたのであるが、答申では二〇パーセントと低く押えられたことになる。

ごみ処理手数料の決定　市営事業等審議会の答申を受けて、市では昭和六十一年二月三日に開催した第一回市議会臨時会に手数料新

設の条例案を提案し、四月一日から実施できるよう作業をすすめたのである。一方、こうした公的な対応とは別に、ごみ処理の有料化は家計に直接ひびくことであり、全道的にも数が少ないためにマスコミも大きくとりあげたので、このなりゆきについて滝川市民はもちろんのこと、全道的にも関心が高まり注目を浴びることとなった。

当時の新聞報道によると、従来無料であったごみの収集が、焼却施設ができて経費がかかるからといって有料にすることにに対する抵抗感、また、道内で有料化している市町村が少ないこと（根室市他二〇町村）、更に前年から公共施設の使用料や上・下水道料の値上げも予定されていることに対する不満などが反対意見の主なものである。一方、積極的な賛成意見ではないが、生ごみの焼却は環境衛生上よいことであるし、コンポストも造れて一石二鳥である。埋め立て地の確保も年々むずかしくなってくるから、こうした新しい施設を造ることは大変よいことだ、経費もかさむだろうから一部負担もやむを得ないだろうという意見に集約される。

また、当時のきびしい状況を示す事実として、「生活を守る滝川市民の会」（代表小枝春雄滝川地区労議長）の他に、二つの反対団体が組織され、それぞれ市民に対する反対署名運動が展開されており、その署名者数が一万一、〇〇〇余に達したことがある。

市議会では、この案件について厚生常任委員会に付託したが、同委員会ではこうした情勢をふまえて慎重に審議するとともに、三月五日には、ごみ手数料有料化問題についての公聴会を開くなど万全

の対策を講じて案件処理につとめた。

最終的には、昭和六十一年四月二十一日の第二回市議会臨時会において賛成多数で有料化が可決され、七月一日からごみ手数料を徴収することとなった。

家庭系ごみ処理手数料（月額）四期に分けて納入

世帯別	市街地区	農村地区
単身世帯	一五〇円	三〇円
二人以上四人以下の世帯	四一〇円	八〇円
五人以上の世帯	五四〇円	一一〇円

当初、市では四月一日から実施したいと考えていたが、以上の経過から三か月遅れてごみ収集手数料問題は結着をみた。この滝川市のごみ処理有料化問題は単に市内だけでなく、全道各市町村からその動向を注目されており、今回の滝川市の将来的展望に立った措置は、今後の都市生活におけるじん芥対策に一石を投じ、大きな示唆を与えたと言えよう。

ごみ収集状況

年度 (昭和)	収集人口		年間処理量 (トン)	一日平均処理量 (トン)	一人一日排出量 (グラム)	事業系ごみ処理量 (トン)	収集車両 (台)	清掃センター受入れ量 (トン)	埋め立て処理量 (トン)
	世帯数	人口							
五四	一七、五一四	五二、二七九	二三、一一八	六三・三四	一、二一一	一六、六六五	七	—	二三、一一八
五五	一七、八二二	五二、五四四	一八、七八四	五一・四六	九七九	九、七一七	八	—	一八、七八四
五六	一八、〇二二	五二、五六七	一八、一〇二	四九・六〇	九四三	一六、四〇二	八	—	一八、一〇二
五七	一八、三六二	五二、七七四	一八、八一六	五一・六〇	九七七	一〇、四九五	九	—	一八、八一六
五八	一八、五八二	五二、六九四	二〇、六三三	五六・五〇	九五二	一四、〇一九	一一	—	二〇、六三三
五九	一八、七〇〇	五二、四六四	一七、四七九	四七・九〇	九一四	一六、一八六	一一	—	一七、四七九
六〇	一八、七八二	五二、一五六	一四、九四六	四九・九〇	七八四	一三、四〇七	一一	—	二二、四〇八
六一	一八、八三八	五一、九一四	一二、六七四	四二・二四	八一三	八、六〇〇	一〇	—	一一、一〇五
六二	一八、八二四	五一、三三一	一二、三四五	四一・〇〇	七九九	一、六八三	一〇	—	一三、七五七
六三	一九、一四〇	五〇、二九一	二二、〇七〇	四四・六〇	八八〇	その他二、〇三九	一〇	一四、六八六	八、四一五

し尿処理

従来の投棄貯溜槽方式から、より衛生的な「し尿処理施設」として昭和三十九年七月から操業開始した衛生センターは、三菱式消化槽方式と言い、一日四〇キロリットル、四万人処理規模で中島町に建設された。当時、処理に余裕があったことから、江部乙町、新十津川町、雨竜町の一部を利用させていた。その後、次第に利用戸数が増えたため施設能力の限界に達し、利用する一市三町で二〇キロリットル処理規模の増設が必要となってきた。

このため、昭和四十四年六月に、滝川市ほか三町衛生センター組合設立の手續きをとり、同年七月一日に道知事の認可を得ている。

なお、昭和四十六年四月一日に江部乙町が滝川市と合併したので同日から滝川市ほか二町衛生センター組合と改称している。

施設の増設は昭和四十四年十一月十七日に竣工し、同時に操業を

し尿処理の状況

	処理人口	し尿処理業者 収集件数	総排出量 (kl)	し尿処理業者		自家処理量 (kl)	備考
				収集量 (kl)	総量 (kl)		
五四	五二、二七九	四九、一二二	三〇、一四一	二二、九八三	七、一五八	自家処理量は水洗便所と浄化槽方式及びその他の処理量である。	
五五	五二、五四四	四九、五四五	三〇、一六七	二三、一五七	七、〇一〇		
五六	五二、五六七	五〇、五〇七	三五、二三六	二四、二五一	一〇、九七九		
五七	五二、七七四	四八、二六九	三四、〇二八	二三、五六九	一〇、五四九		
五八	五二、六九四	五〇、四三四	三四、七二八	二四、一二二	一〇、五九六		
五九	五二、四六四	四九、六九一	三四、三三二	二三、九三〇	一〇、四〇二		
六〇	五二、一五六	五二、二八四	三四、五五二	二四、二七一	一〇、二八一		
六一	五一、九八八	五一、三五六	三五、〇七九	二四、八八三	一〇、一九六		
六二	五一、三三一	四八、七二五	三四、三八二	二四、五六〇	九、八二二		
六三	五〇、九二一	四一、七七二	三四、四〇五	二一、一一一	一三、三九四		

開始したが、この装置は西ドイツから輸入したアーゼンドルフ方式という最新式のものを採用した。以来二〇年余にわたって順調に稼動してきたが、施設の老朽化による機能が低下したため、平成二年度から二か年計画で全面改築することとなった。併せて清掃センター周辺の環境整備を図るとともに、高速堆肥化処理施設の位置づけについても検討することとしている。

このように滝川市ほか二町衛生センター組合による処理施設の改善がはかられる一方では、市の下水道普及による水洗便所の増加は年々すすみ、昭和五十四年度末では水洗化家庭二、二三七戸、対人口五、一〇〇人であったものが、平成元年三月末では水洗家庭九、一九〇戸、対人口二万二、五〇〇人と急上昇を続けている。

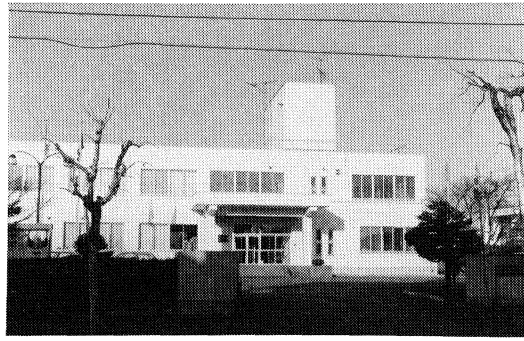
第八節 北海道滝川保健所

滝川保健所が開設されたのは昭和十九年十月一日である。以来、所管区域が数回変更、また庁舎も移転、新築など幾多の変遷がある。

現在の管轄区域は、滝川市、赤平市、新十津川町の二市一町である。また、庁舎は昭和五十五年三月竣工になったもので、鉄筋コンクリート造二階建、延べ面積九三一・九平方メートル、総工費二億七三五万円である。

保健所の運営については、生活環境の向上による伝染病発生の減少や、逆に成人病や高齢年齢に伴う疾病の増加など疾病構造の変容にともなって、保健所に対する社会的要請も大きく変革しているので、これらの社会情勢を適確に把握し、科学的要素を十分取り入れた包括的な対策をはかっており、保健所の近代化とあわせて将来への進展に対応する方向で推進している。

管理機構としては昭和四十年から三課（総務・予防・衛生）、九係制



滝川保健所

となり現在に至っている。

歴代所長（昭和五四年以降）

就任年月日

- 一〇代 原 寿太郎 昭和五二・八・二〇
- 一二代 浜本 央雄 昭和五五・九・一
- 一二代 笹出 千秋 昭和五八・五・二八